

第 8 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物として想定されるのは、善光寺・戸隠地区においては、善光寺本堂（国宝）の参道・境内に位置する仁王門や鐘楼、戸隠神社五社と附属建築物及び宿坊群や門前商家のまちなみなどが想定される。また、松代・若穂川田地区では、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社建築に加え、屋台巡行が行われる町区の歴史的まちなみが想定される。これらの建築物以外にも、附属する門や土塀等の工作物並びに一体として位置する神社仏閣の社叢や参道、庭園などにおいても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものは歴史的風致形成建造物として指定をしていく。

これらの歴史的風致形成建造物の指定については、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものであることを基本とし、下記の基準に該当する建造物を指定し、保存を図る。なお、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を図る。

◎歴史的風致形成建造物の指定基準

1. 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財、同法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物
2. 長野県文化財保護条例（昭和 50 年条例第 44 号）第 4 条第 1 項に基づく県宝、同条例第 30 条第 1 項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
3. 長野市文化財保護条例（昭和 51 年長野市条例第 74 号）第 4 条第 1 項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第 31 条第 1 項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
4. 景観法（平成 16 年法律第 110 条）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
5. 長野市伝統環境保存条例（昭和 58 年長野市条例第 19 号）第 6 条第 2 項第 1 号に基づく伝統環境を構成している建造物等
6. その他、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例に基づいて指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。その他の建造物については、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。

歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復原に努める。

(2) 個別の事項

県宝（建造物）及び市指定有形文化財（建造物）は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持管理ないし公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とする。また、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本とする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

(3) 届出が不要の行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- ①登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②登録記念物（名勝地関係）で、文化財保護法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ③長野県文化財保護条例第4条第1項に基づく県宝で、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ④長野県文化財保護条例第30条第1項に基づく県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第34条及び第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第34条及び第14条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- ⑤長野市文化財保護条例第4条第1項に基づく長野市指定有形文化財で、同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ⑥長野市文化財保護条例第31条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第35条及び第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第35条及び第15条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- ⑦景観重要建造物で、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- ⑧長野市伝統環境保存条例第6条第2項第1号に基づく伝統環境を構成している建造物等で、同条例第7条第1項に基づく行為の届出を行った場合

(4) 歴史的風致形成建造物一覧

歴史的建造物として指定した建造物は次のとおりである。

番号	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	備考
第1号	大英寺 本堂・表門 (寺院) 【松代町松代】		寛永元年 (1624) 木造	大英寺	県指定文化財
第2号	松巖寺 観音堂 (寺院) 【鬼無里】		寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626) 木造	松巖寺	市指定文化財
第3号 (指定解除)	宿坊神原 主屋 (居宅) 【戸隠】		明治中期 木造	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除(平成29年3月)
第4号 (指定解除)	武井旅館 主屋 (旅館) 【戸隠】		延享2年 (1745) 木造	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除(平成29年3月)
第5号 (指定解除)	横倉旅館 主屋・門 (居宅) 【戸隠】		明治4年 (1871) ～ 明治6年 (1873)頃 木造	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除(平成29年3月)

番号	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	備考
第6号 (指定解除)	久山館 石垣 (石垣) 【戸隠】		江戸初期	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除（平成29年3月）
第7号	常德院 門 (門) 【善光寺】		明治初期	個人	国登録有形文化財

